

# 一般社団法人ベルガロッソ浜田 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人ベルガロッソ浜田と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を島根県浜田市田町1684番地「有限会社クレヴァー」内に置く。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、クラブの活動を通して地域コミュニティを生み出し、サッカーというスポーツを通じて人を育て、地域に必要とされる存在となることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. ベルガロッソ浜田トップチームの運営
2. ベルガロッソ浜田ジュニア、ジュニアユース年代の育成事業
3. 地域サッカーの普及事業（スクール活動・巡回指導など）
4. 地域貢献・地域交流活動の企画・運営
5. その他、この法人の目的達成に必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会が別に定めるところにより入会申込みをし、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総正会員の同意があったとき。

(退会)

第9条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議により、これを除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### 第4章 社員総会

(社員総会)

第11条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(開催)

第12条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催するほか、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

2 開催地は、主たる事務所の所在地又は理事会の決議により決定された場所において開催する。

(招集)

第13条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会がこれを決定し、代表理事が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、会議の目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法により社員総会の開催を請求することができる。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは当該社員総会において議長を選出する。

(議決権)

第 15 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 16 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 事業の譲渡・合併契約の承認
- (6) その他法令又は本定款で定めた事項

(議事録)

第 17 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 社員総会に出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 5 章 役員

(役員を設置)

第 18 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上 10 人以内
  - (2) 監事 1 人以上 3 人以内
- 2 理事のうち 1 人を代表理事とする。

(役員を選任等)

第 19 条 理事及び監事は、社員総会の決議において選任する。

2 それぞれの理事について、その理事と、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 10 号に規定する一定の特殊の関係にある理事の合計数が、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(理事の職務権限)

第 20 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。

2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務権限)

第 21 条 監事は、理事の職務執行の状況を監査し、監査報告を作成する。

2 監事は、この法人の財産の状況を調査する。

(役員任期)

第 22 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち終了するものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち終了するものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により就任した理事の任期は、前任者又は現任理事の任期の満了する時までとする。

4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了までとする。

5 理事又は監事は、第 18 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、後任者が就任するまでは、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 23 条 理事及び監事は、社員総会の決議により、これを解任することができる。

(報酬等)

第 24 条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 25 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 26 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時、場所、及び社員総会の目的事項の決定
- (2) 規則の制定、廃止及び変更に関する事項
- (3) この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第 27 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 28 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、各理事がこれに当たる。

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、議事録に記名押印する。

## 第 7 章 財産及び会計

(事業年度)

第 31 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 1 2 月 3 1 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 32 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 33 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 34 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 35 条 この法人の事業報告書および収支計算書等については、毎事業年度終了後、速やかに、

代表理事が作成し、監事の監査を受け、社員総会の議決を経なければならない。

(剰余金)

第 36 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産)

第 37 条 この法人が解散等により清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人と類似する事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 8 章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第 39 条 この法人は、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

(合併等)

第 40 条 社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部を譲渡することができる。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 41 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

## 第 10 章 事務局

(事務局の設置)

第 42 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

3 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

## 第 11 章 附則

(最初の事業年度)

第 43 条 この法人の最初の事業年度は、法人成立の日から令和 2 年 12 月 31 日までとする。

(設立時の役員)

第 44 条 この法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事	沖野 賢治
同	山田 崇朗
同	堅田 政樹
同	虫谷 博慎
同	渡利 正樹
同	田原 翼
同	上野 拓郎
代表理事	沖野 賢治
設立時監事	森脇 大介

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 45 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	1	住 所	島根県浜田市高佐町 539 番地 6
		氏 名	沖野 賢治
	2	住 所	島根県浜田市田町 1469 番地 4 (202)
		氏 名	山田 崇朗
	3	住 所	広島県安芸郡府中町八幡三丁目 11 番 1-1203 号ライオンズガーデン府中
		氏 名	堅田 政樹
	4	住 所	島根県浜田市後野町 17 番地 6
		氏 名	虫谷 博慎
	5	住 所	島根県浜田市長沢町 362 番地 12
		氏 名	渡利 正樹
	6	住 所	島根県浜田市相生町 2025 番地 1 (102)
		氏 名	田原 翼
	7	住 所	島根県浜田市生湯町 1363 番地 6
		氏 名	上野 拓郎

(法令の準拠)

第 46 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。